

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月19日

香川県公安委員会委員長 伊賀三千廣

香川県公安委員会規則第11号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(免許証の記載事項の変更届出の手続) 第50条 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センター又は警察署、さぬき警察署長尾交番若しくは丸亀警察署多度津交番に行わなければならない。	(免許証の記載事項の変更届出の手続) 第50条 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センター又は警察署、さぬき警察署長尾交番、 <u>丸亀警察署善通寺交番</u> 若しくは丸亀警察署多度津交番に行わなければならない。
(運転経歴証明書の記載事項の変更届出の手続) 第77条の3 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、別記様式第46号の3の運転経歴証明書記載事項変更届出書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センター又は警察署、さぬき警察署長尾交番若しくは丸亀警察署多度津交番に行わなければならない。	(運転経歴証明書の記載事項の変更届出の手続) 第77条の3 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、別記様式第46号の3の運転経歴証明書記載事項変更届出書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センター又は警察署、さぬき警察署長尾交番、 <u>丸亀警察署善通寺交番</u> 若しくは丸亀警察署多度津交番に行わなければならない。

附 則

この規則は、平成28年7月21日から施行する。